

(平 14.10.1)
基礎小 19-2)

外形標準課税関係資料

資 料 目 次

平成14年度の税制改正に関する答申(抄)	1
構造改革と経済財政の中期展望(抄)	1
あるべき税制の構築に向けた基本方針(抄)	2
経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002(抄)	2
「あるべき税制」の実現に向けた議論の中間整理(抄)	2
「税についての対話集会」会場アンケートの結果	3
法人事業税の改革(外形標準課税の導入)の趣旨	4
法人事業税の性格等	5
法人事業税の改革の背景	6
法人事業税収の推移	7
都道府県の目的別歳出の推移	8
法人事業税の改革案について	9
旧自治省案(平成12年11月)の概要	10
総務省案(平成13年11月)の概要	11
総務省案の課税標準	13
付加価値額の中立性	14
外形標準課税の段階的な導入	15
平均的な法人の事業税負担のイメージ(総務省案)	16
法人事業税負担の現状	17

平成14年度の税制改正に関する答申(抄)(平成13年12月 政府税制調査会)

二 平成14年度税制改正

2. 法人課税

(3) 外形標準課税

(略)

外形標準課税の導入は、景気の状態が厳しいこともあり、国・地方を通じる税制の抜本的改革と一体的に行うことが適当との意見もあった。しかしながら、課税の不公平の是正、税収の安定化を図るとともに、努力した企業が報われる税制の確立、真の地方分権の実現に資するため、早期に導入すべきである。

構造改革と経済財政の中期展望(抄)(平成14年1月 閣議決定)

3. 構造改革を中心とする経済財政政策の在り方

(6) 地方行財政制度の改革

(国・地方の役割分担に応じた地方財源の在り方)

(略)

法人事業税の外形標準課税については、今後、各方面の意見を聞きながら検討を深め、具体案を得たうえで、景気の状態等も勘案しつつ、平成15年度税制改正を目途にその導入を図る。

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）（平成14年6月 政府税制調査会）

二 法人課税

2. 法人事業税 —外形標準課税の導入—

法人事業税への外形標準課税の導入は、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化・経済構造改革の促進などの重要な意義を有する改革である。外形基準の導入により、約7割の法人が法人事業税を負担していないという「税の空洞化」の是正を図り、努力した企業が報われる税制を確立する。外形標準課税は、受益と負担の関係を明確にして真の地方分権の実現に資するため、早急に導入すべきである。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002（抄）（平成14年6月 閣議決定）

第3部 税制改革の基本方針

5. 税制改革及びそれに関連する検討項目

(1) 持続的な経済成長を実現するために

「広く薄く簡素に」の観点から、所得税・住民税・法人に対する課税の負担構造を検討する。法人に対する課税については、その実効税率の引下げと課税ベースの拡大を検討する。その一環として、法人事業税の外形標準課税について、「改革と展望」に示した考え方に沿って検討する。
(以下略)

「あるべき税制」の実現に向けた議論の中間整理（抄）（平成14年9月 政府税制調査会）

～総理指示5項目を中心に「対話集会」を踏まえて～

2. 外形標準課税

(略)

(4) これらを踏まえ、外形標準課税については、その内容について必要な検討を加え、その意義の更なる周知に努め、早急に導入すべきである。

「税についての対話集会」会場アンケートの結果

～外形標準課税部分抜粋～

2. 法人課税

■ 外形標準課税の導入について

(4) 現在、法人の約7割が赤字のため、法人税や法人事業税を負担していません。そこで、法人事業税について、従来の所得に課税する方法から、所得以外の事業の規模を表す基準により、広く薄く課税する「外形標準課税」の導入が検討されています。これについてどうお考えですか？

	(%)					
	秋田	金沢	広島	長崎	那覇	平均
①零細法人や赤字法人に過度な負担となるおそれがあるので反対	21	8	10	17	16	14
②赤字法人といえども、地方の公的なサービスを受けているので、広く薄く公平に負担を求めるために導入すべき	21	49	45	45	30	39
③赤字の零細法人などに特例を設け、過度の負担にならぬよう配慮すれば、導入してもよい	51	40	43	37	51	44
④その他	7	3	1	1	3	3

法人事業税の改革(外形標準課税の導入)の趣旨

- ①事業規模に応じて薄く広く公平に
.....【税負担の公平性の確保】
- ②受益に応じた負担を求める税に
.....【応益課税としての税の性格の明確化】
- ③安定的な行政サービスの提供のために
.....【地方分権を支える基幹税の安定化】
- ④努力した企業が報われる税制に
.....【経済の活性化、経済構造改革の促進】

法人事業税の性格等

【税の性格】

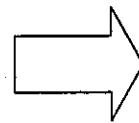
法人がその事業活動を行うに当たって受けている都道府県の各種の行政サービスの経費負担を求めるもの（応益課税）

このような税の性格により、法人税の所得の算定上「損金」として取り扱われている。経営のための当然のコスト

【課税標準】

より適当

所得基準による課税



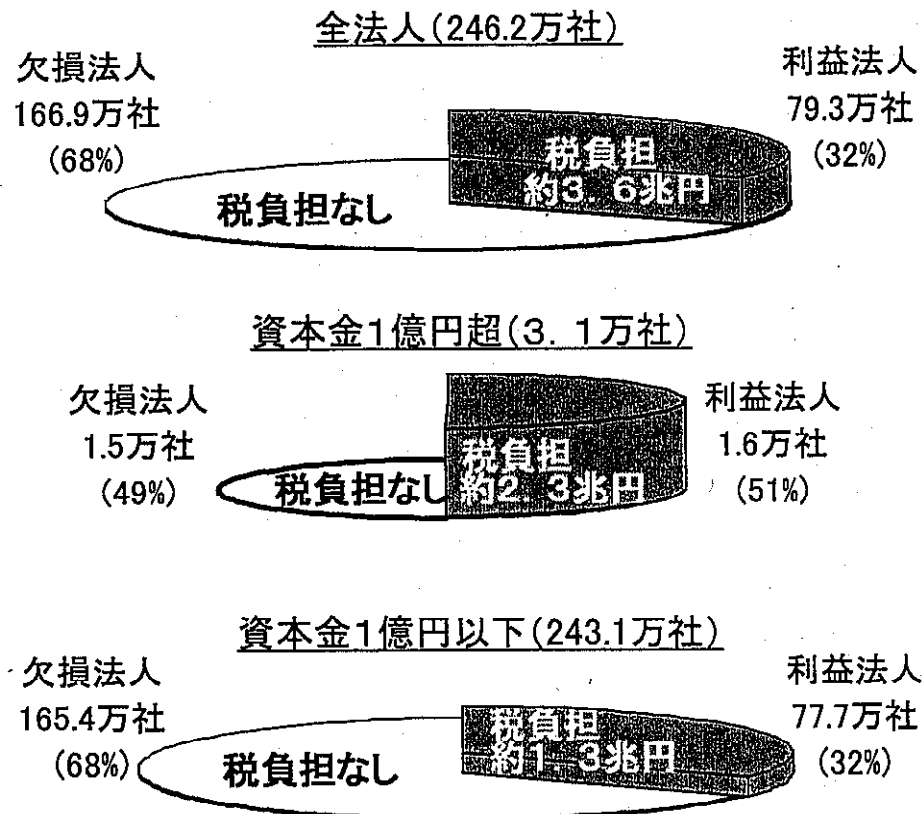
事業活動の規模に応じた課税

（外形標準課税）

法人事業税の改革の背景

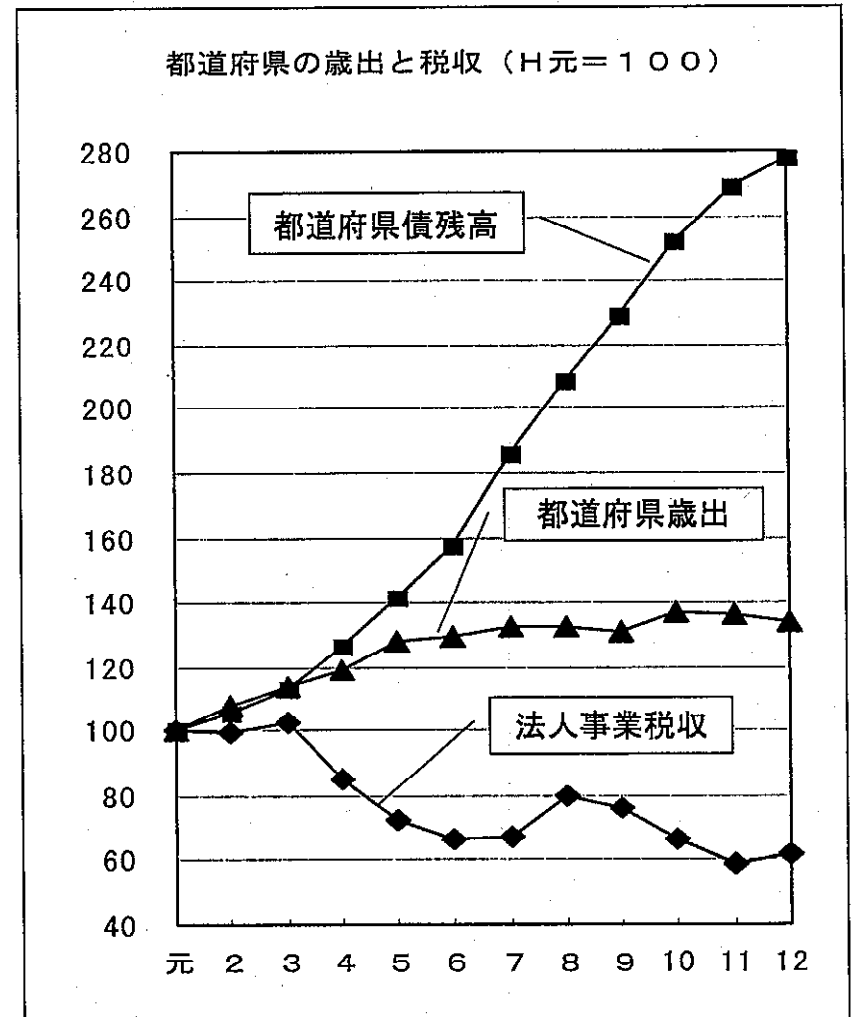
○ 約7割の法人は、行政サービスを受けながら、法人事業税を負担していません。

○ 法人事業税収の減少とともに、都道府県財政も厳しい状況になっています。



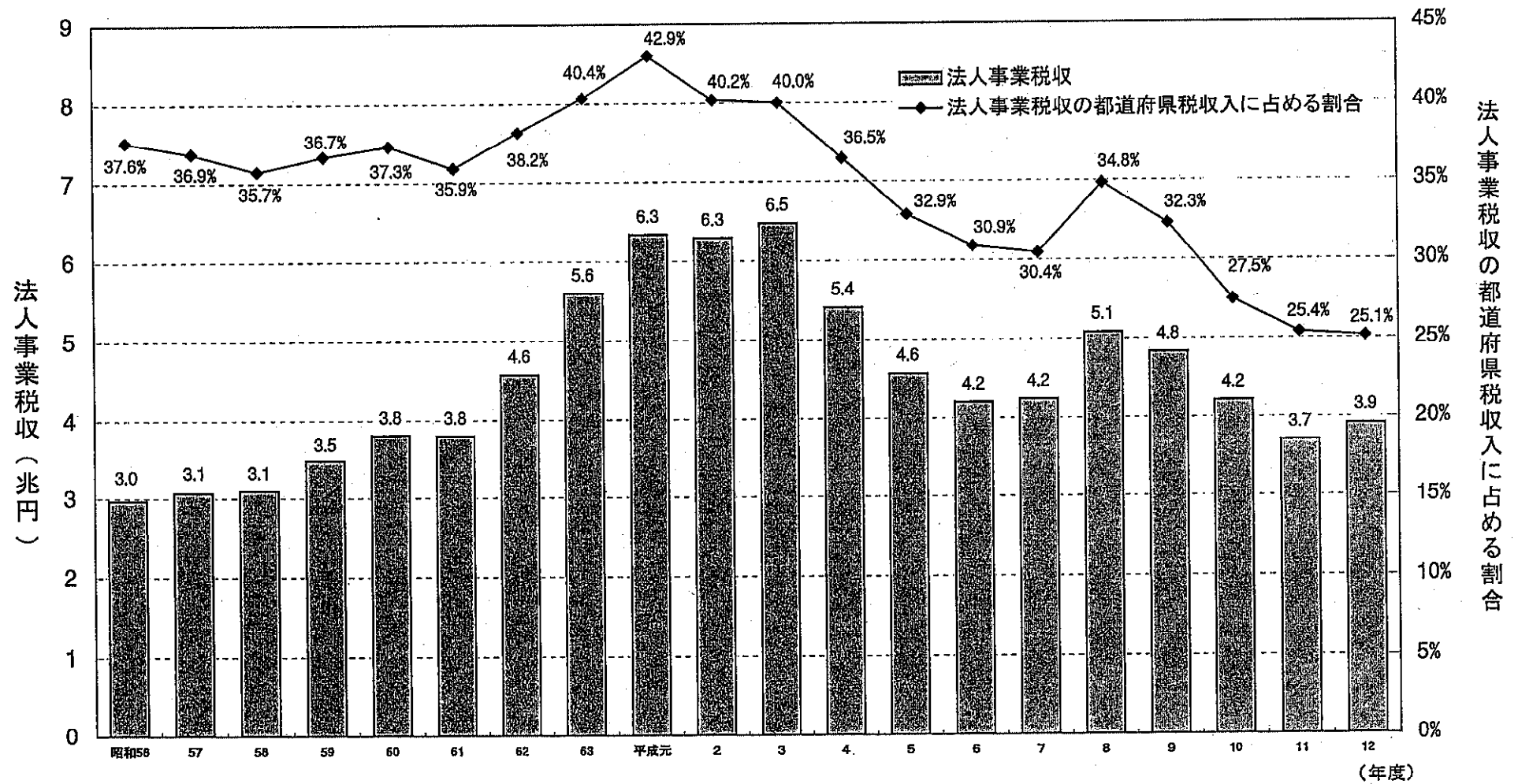
(平成12年度所得課税法人分)

※ 法人数には、特別法人等は含まない。

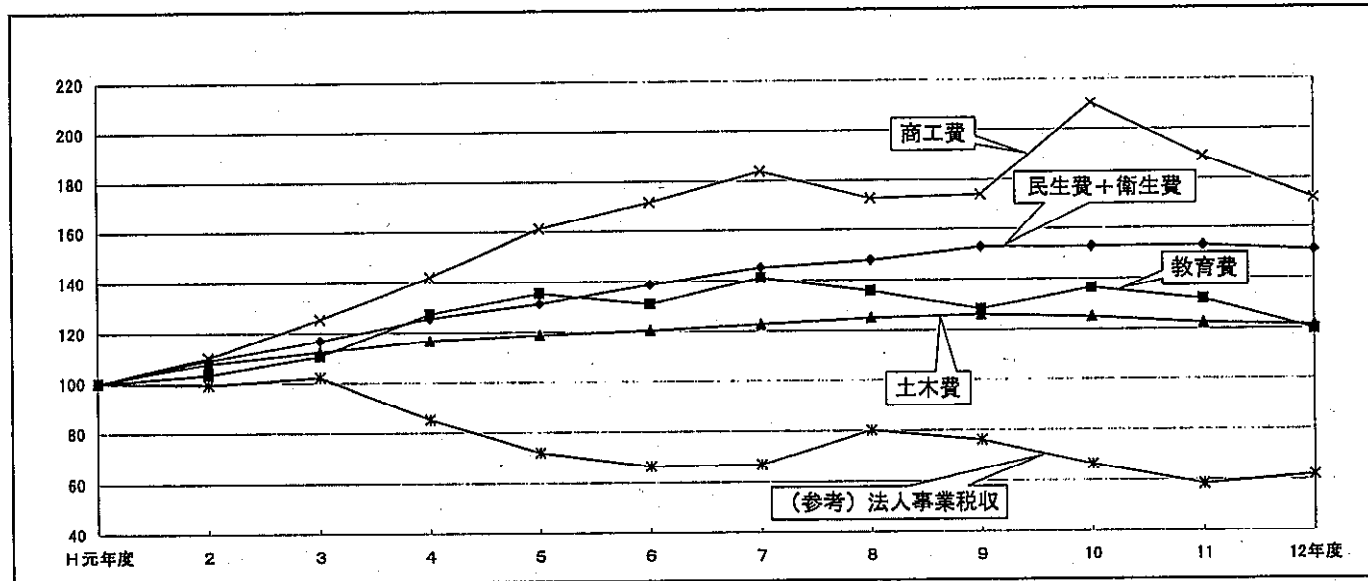


(参考) 平成元年度の法人事業税収を100とした場合、平成12年度は61.8。

法人事業税収の推移



都道府県の目的別歳出の推移



(注) 1. 「都道府県決算状況調」(総務省)による。
2. 平成元年度を100としたもの。

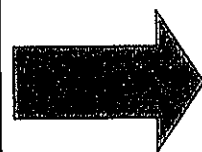
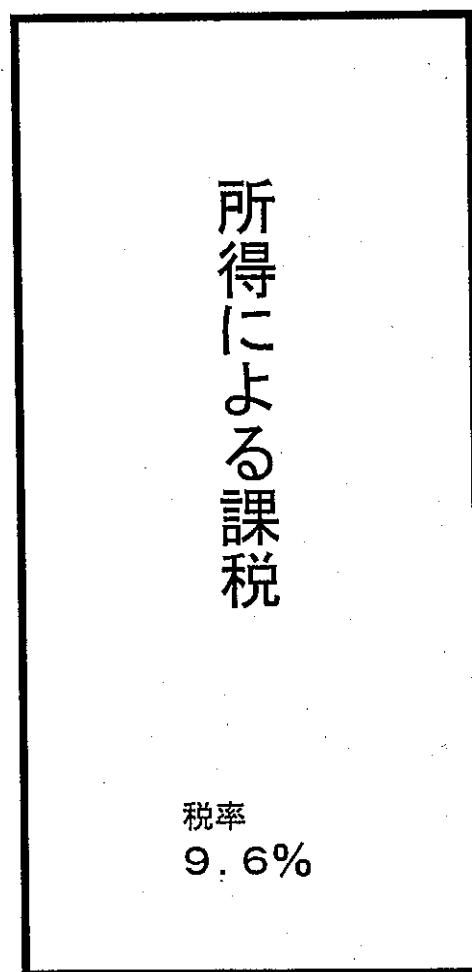
法人の事業活動との関係

- ・ 商工費 ⇒ 中小企業向け融資・信用保証、商工会議所・商工会への支援 (平成12年度決算額：約3.5兆円)
- ・ 民生費、衛生費 ⇒ 勤労者・家族等に対する福祉、子育て支援、保健衛生施策 (平成12年度決算額：約5.7兆円)
- ・ 教育費 ⇒ 勤労者・家族等に対する社会教育・学校教育 (平成12年度決算額：約12.1兆円)
- ・ 土木費 ⇒ 道路、港湾等の産業基盤の整備 (平成12年度決算額：約10.2兆円)

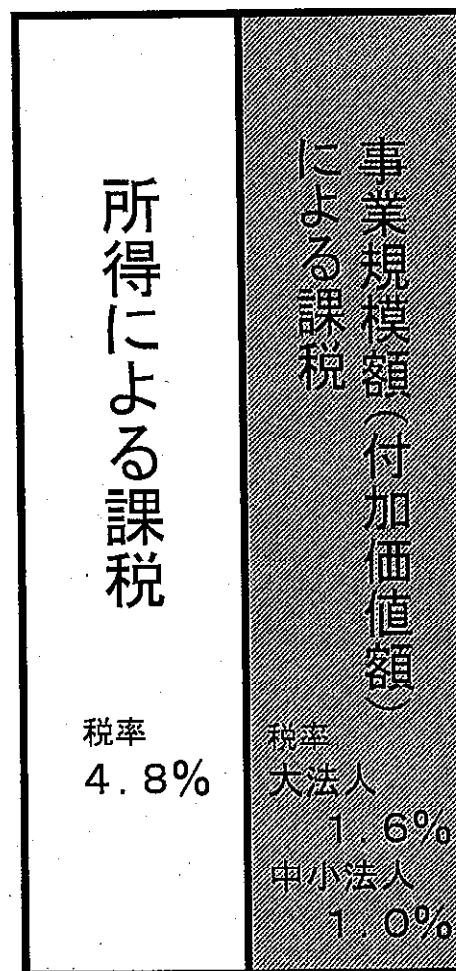
上記の他、防災対策(総務費)、地域社会の安全の確保(警察費)などを実施

法人事業税の改革案について

現 行



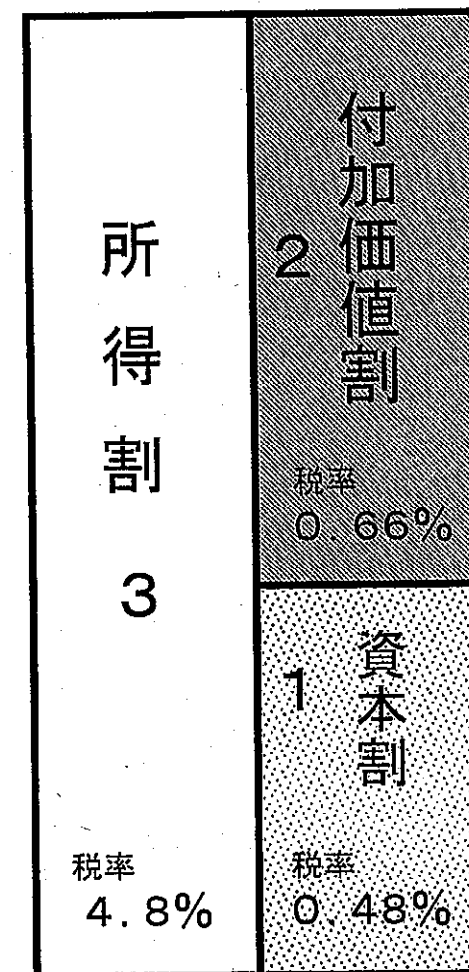
旧自治省案



所得基準：外形基準

1:1

総務省案



所得基準：外形基準

1:1

旧自治省案(平成12年11月)の概要

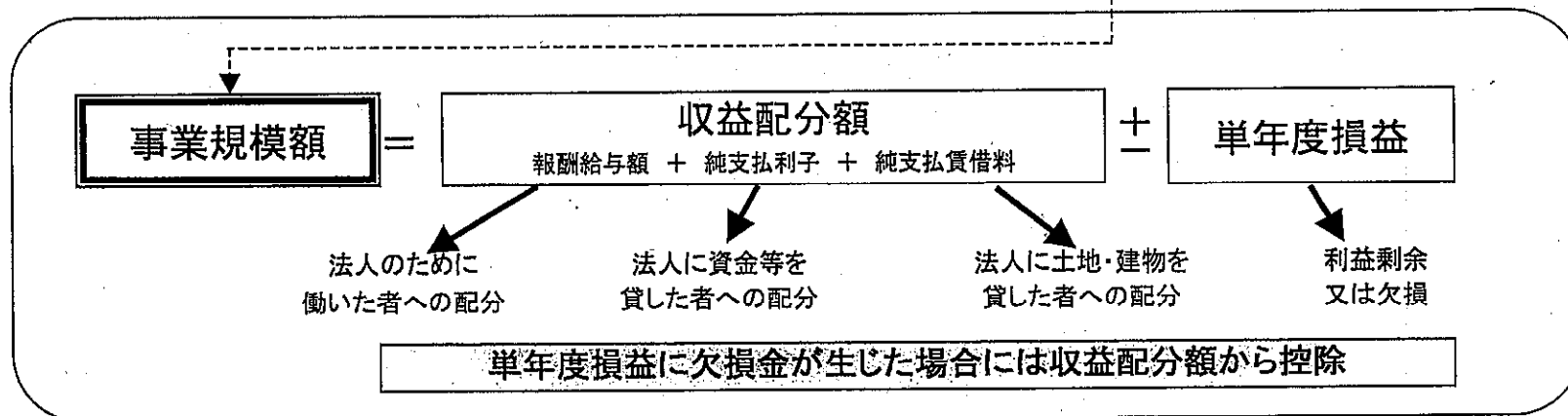
法人事業税のうち所得が課税標準とされているものについて、所得基準と外形基準を2分の1ずつ併用する課税方式

〔この結果、所得に係る税率は2分の1（9.6%→4.8%）に引き下げられる。〕

$$\text{法人事業税額} = \text{所得} \times 4.8\% + \text{事業規模額} \times 1.6\%$$

〔基本税率〕

〔中小法人は1.0%〕



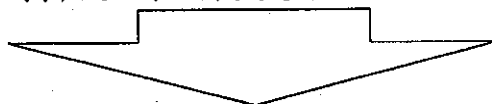
- 資本金1千万円未満の法人（約130万社）は『簡易事業規模額』（税額にして年4.8万円）を選択可
- 「報酬給与額」の割合の高い法人については、雇用への配慮として「収益配分額」から一定額を控除する制度（雇用安定控除）を適用

総務省案(平成13年11月)の概要

<具体的なポイント>

「賃金への課税ではないか」との懸念や「担税力にも配慮すべきではないか」との意見に配慮し、資本割を併用。

(概ね、所得割 3 : 付加価値割 2 : 資本割 1)



- ① 法人事業税額に占める給与分の割合を大幅に引下げ
(2割程度に)
- ② 大法人・中小法人の税負担割合を変更することなく、課税の仕組みを簡素化
(大・中小法人とも同一税率、雇用安定控除なし)

これにより、税率は、次のようになる。

所得割	4. 8 % (現行の 1 / 2)
付加価値割	0. 6 6 %
資本割	0. 4 8 %

なお、次の点については、旧自治省案の考え方を踏襲。

「**税収中立（増税目的ではない。）**」

本改革案は、過去の平均的な税収の確保を目指すものであり、増税を目的とするものではない。現行の所得課税を維持した場合に比べ、経済状況等にかかわらず税収の安定化が図られる。

「**小規模法人への特例**」

資本金1000万円未満の法人については、付加価値割額及び資本割額の合計額に代えて、定額年4.8万円（簡易外形税額）を選択できる。

「**企業再建・ベンチャーへの配慮**」

赤字が3年以上継続する法人や創業5年以内の赤字ベンチャー企業のため、経営が軌道に乗ってから納税できるよう、新たな徴収猶予制度を創設（最長6年間の徴収猶予）。

「**経過措置**」

現下の経済状況等を勘案しつつ、できるだけ円滑な導入を図るため、実施当初3年間は段階的に導入することとする。この間、外形基準の導入割合は1/4とする。

なお、中小法人については、大法人より2年遅れて導入を開始。

総務省案の課税標準

1 付加価値割

$$\text{付加価値額} = \frac{\text{収 益 配 分 額}}{(\text{報酬給与額} + \text{純支払利子} + \text{純支払賃借料})} \pm \text{単 年 度 損 益}$$

※ 単年度損益は、欠損金の繰越控除を行わなかったものとした場合における法人事業税の所得。

なお、単年度損益の計算において欠損金が生じた場合には、当該欠損金を収益配分額から控除。

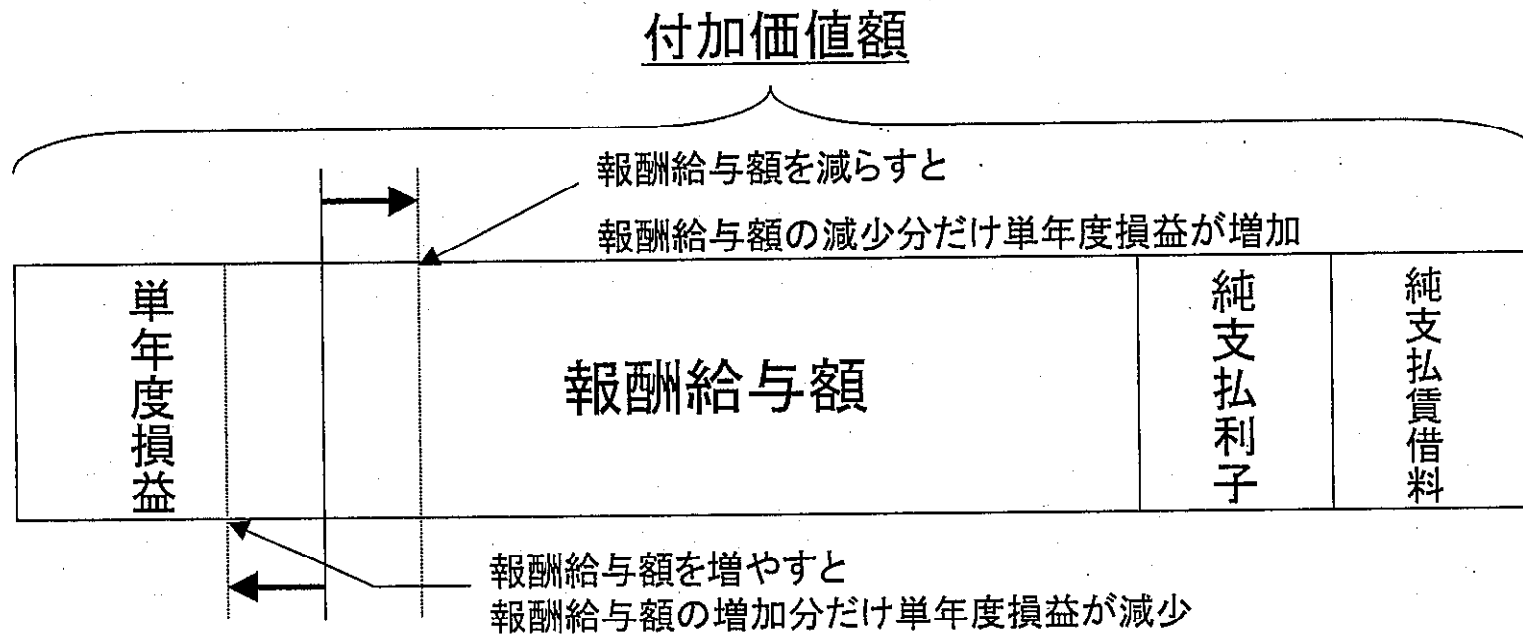
2 資本割

資本等の金額

(資本の金額又は出資金額と資本積立金額との合計額)

※ 持株会社(総資産に占める子会社株式の割合が高い法人)については、子会社株式の割合相当分を割落とし。

付加価値額の中立性



付加価値額は、各生産要素の選択に関して中立的



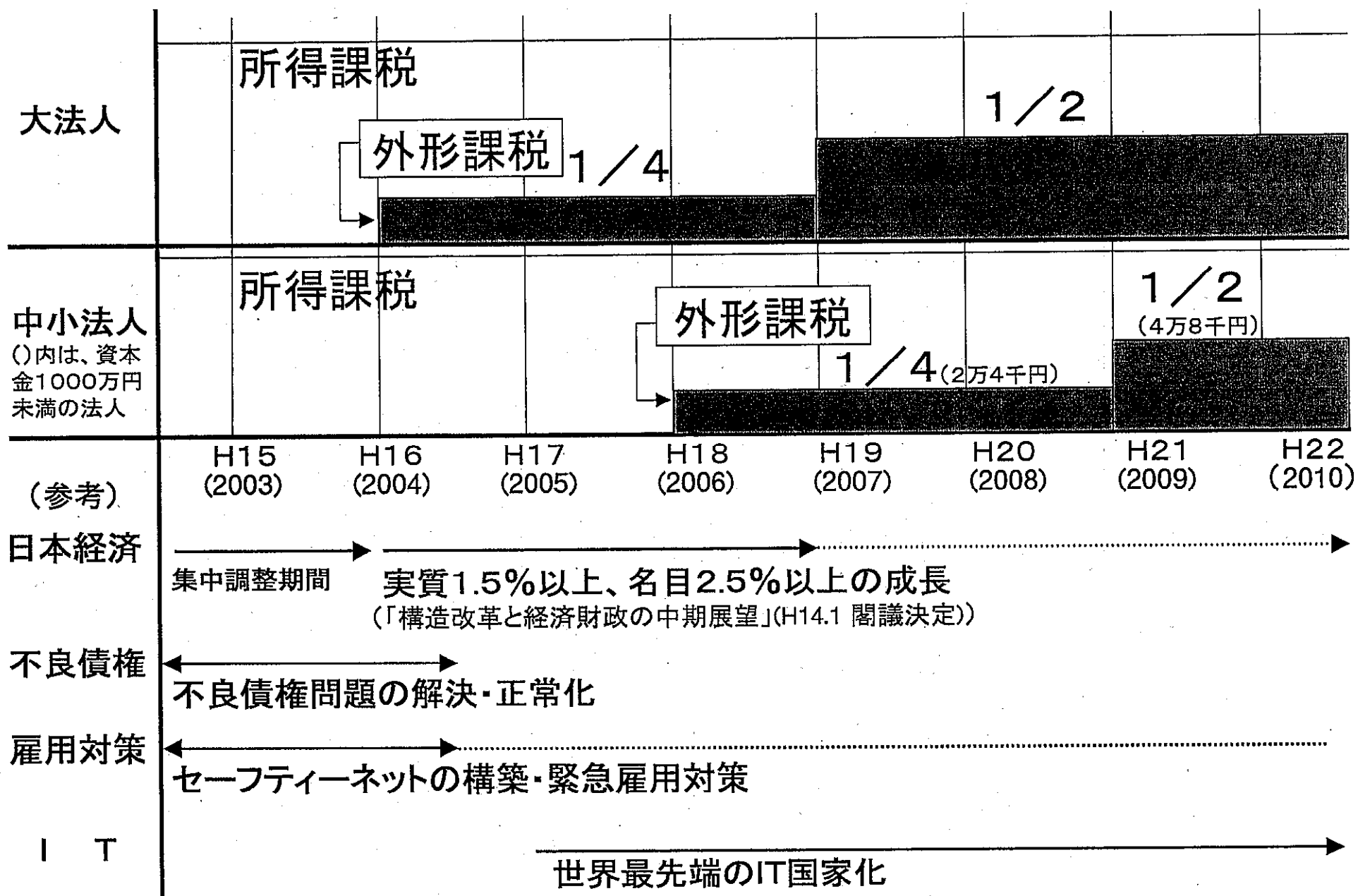
報酬給与額を減らしても、税額は減らない。（貸金課税ではない）



赤字法人の場合は、付加価値額＝（報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料）－単年度損失となるため、
赤字法人であっても同じ効果。（貸金課税ではない）

事業活動価値の場合には利潤と給与総額は代替的關係にあるので雇用への大きな影響はないであろう
～ 日本税理士会連合会「法人事業税の外形標準課税導入に関する意見書」（平成12年7月）より

外形標準課税の段階的な導入



平均的な法人の事業税負担のイメージ（総務省案）

資本金区分	資本等の金額	売上高	従業者数	欠損法人の平均税負担	利益法人の平均税負担
1 千万円未満	約360万円	約8,400万円	約7人	ゼロ ⇒ 最大 <u>4.8万円</u> (約0.06%)	約30万円 ⇒ 約20万円 〔約180万円〕
1 千万円以上 5 千万円未満	約1,450万円	約4億円	約18人	ゼロ ⇒ <u>37万円</u> 程度 (約0.09%)	約170万円 ⇒ 約130万円 〔約780万円〕
5 千万円以上 1 億円未満	約7,250万円	約25億円	約81人	ゼロ ⇒ <u>177万円</u> 程度 (約0.07%)	約980万円 ⇒ 約700万円 〔約5,150万円〕
1 億円以上 1 0 億円未満	約3.1億円	約80億円	約191人	ゼロ ⇒ <u>550万円</u> 程度 (約0.07%)	約3,000万円 ⇒ 約2,550万円 〔約1億4,700万円〕
1 0 億円以上	約180億円	約940億円	約1,340人	ゼロ ⇒ <u>1億円</u> 程度 (約0.1%)	約4億円 ⇒ 約3億600万円 〔約21億円〕

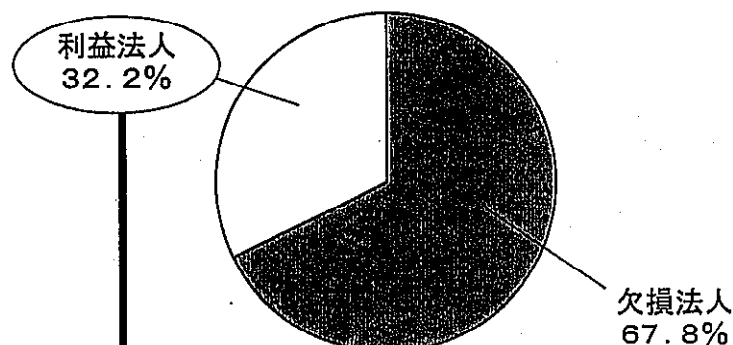
※1 資本等の金額、売上高等は「法人企業統計年報(平成11年度)」(大蔵省)等から平均値を推計

※2 ()内の数値は売上高に対する欠損法人の税負担割合

※3 []内の数値は法人税・住民税法人税割も含めた現行の平均税負担額

法人事業税負担の現状

① 全法人の約7割が欠損法人

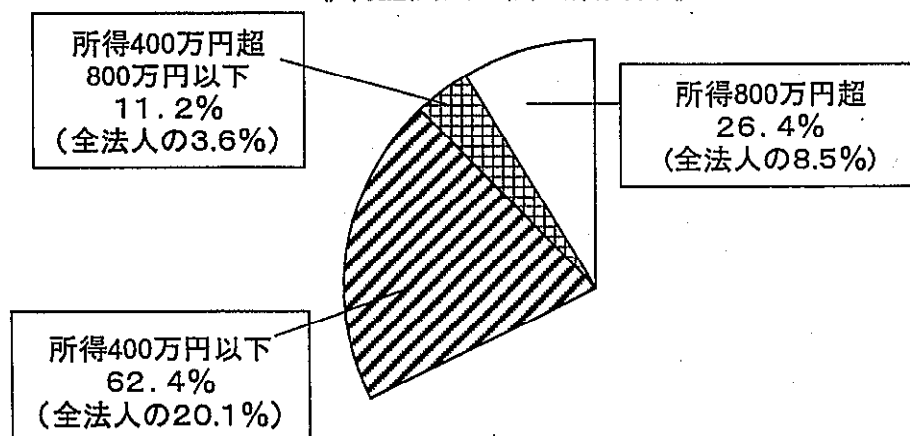


【所得課税法人の内訳】

	法人数割合
欠損法人	67.8%
利益法人	32.2%

② 利益法人の約6割が所得400万円以下

《 利益法人の法人数割合 》



【利益法人の内訳】

	法人数割合	税負担割合
所得400万円以下 (税額約20万円以下)	62.4%	0.9%
所得400万円超 800万円以下 (税額約49万円以下)	11.2%	0.9%
所得800万円超	26.4%	98.2%

⇒ 1法人あたり平均
約5万円の税負担

※ 「平成12年度 道府県税の課税状況等に関する調」により作成。